

第6章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会

I 金融審議会の構成

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され（金融庁設置法第7条）、現在その傘下に金融分科会（その下部機関として、第一部会、第二部会、特別部会）、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会及びその下部機関が設置され、調査審議を行っている。（資料6-1-1～2参照）

II 平成18事務年度の主な開催実績

1. 総会（第20回（18年9月6日開催）、第21回（19年1月30日開催）※金融分科会との同日開催）

総会においては、18事務年度には、第一部会・第二部会等での議論・報告を踏まえ、各委員から部会の垣根を越えた審議を行うとともに、19年1月に委員改選後の初会合が行われ、議事運営について従来どおりの対応とすることと、総会の下に引続き自動車損害賠償責任保険制度部会及び公認会計士制度部会を設置することが了承された。

2. 金融分科会（第8回（18年9月6日開催）、第9回（19年1月30日開催）※総会との同日開催）

金融分科会においては、国内金融に関する制度等の改善に関する事項その他の国内金融等に関する重要事項について調査審議を行うこととされている。18事務年度には、総会との同日会合において、第一部会・第二部会等での議論・報告を踏まえ、各委員から部会の垣根を越えた審議を行うとともに、19年1月の会合では今後の進め方について議論（我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループの設置）を行った。

3. 金融分科会第一部会（第43回（18年9月6日開催））

第一部会においては、証券取引のグローバル化、情報化等に対応した市場インフラ、取引の枠組み・ルールの整備等について議論することとされている。18事務年度は、金融商品取引法制及び証券会社の市場仲介機能等について議論を行った。

4. 金融分科会第二部会（第32回（18年9月21日開催）～第38回（19年4月5日開催））

第二部会においては、銀行・保険会社等の金融仲介機能のあり方に関する事項を中心に検討することとされており、18事務年度には、情報技術革新と金融制度に関するワーキング・グループと合同で開催し、電子登録債権管理機関のあり方について検討

を行い、報告「電子登録債権法（仮称）の制定に向けて～電子登録債権の管理機関のあり方を中心として～」(18年12月21日：資料6-1-3参照)を取りまとめるとともに、同部会の下に設置されたリレーションシップバンキングのあり方に関するワーキング・グループにおいて、リレーションシップバンキングのあり方について検討を行い、4月には報告「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について―地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を―」(19年4月5日)を取りまとめた。(資料6-1-4～5参照)

5. 公認会計士制度部会（第8回（18年7月10日開催）～第15回（18年12月22日開催））

公認会計士制度部会においては、公認会計士監査の一層の充実強化及び環境の変化に適合した公認会計士制度の整備に向けて、公認会計士制度の改善に関する事項を検討することとされており、18事務年度には、監査法人制度等のあり方について検討を行い、12月には報告「―公認会計士・監査法人制度の充実・強化について―」(18年12月22日)を取りまとめた。(資料6-1-6参照)

第2節 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ

I 経緯

「貯蓄から投資へ」の流れの中で、我が国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を更に向上させていく観点から、法制度面に限らず、人材、専門サービス、インフラ等を含め幅広く検討を行うため、平成19年1月30日に、金融審議会金融分科会の下に、「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」（座長：池尾和人慶應義塾大学経済学部教授）を設置した。（資料6-2-1参照）

II 開催状況

18事務年度内に全14回の会合を重ね、6月13日には、それまでの議論を踏まえた「中間論点整理（第一次）」を公表した。（資料6-2-2～4参照）

中間論点整理においては、取引所の取扱商品の多様化や海外企業株式の国内での取引機会の拡大といった市場制度に関する課題や、課徴金制度の見直し、予見可能性の高い規制環境の構築といった市場監視機能に関する課題、国際的に通用する金融・法務・会計等の専門人材の育成・集積といった市場参加者に関する課題、国際金融センターとしての都市インフラの整備といったインフラに関する課題等、幅広い検討課題が挙げられている。

第3節 自動車損害賠償責任保険審議会

I 設置

自動車損害賠償責任保険審議会（自賠審）は、自動車損害賠償保障法（自賠法）第31条を設立根拠として、金融庁に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議を行っている。

（注）内閣総理大臣の諮問事項は、

- ① 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）に係る損害保険事業の免許
- ② 自賠責保険に係る約款又は算出方法書の変更認可又は変更命令
- ③ 基準料率等について、自賠法等による変更命令
- ④ 基準料率の審査期間の短縮、審査期間内における変更又は撤回命令等である。

II 自動車損害賠償責任保険審議会の組織（資料6-3-1参照）

自賠審は委員13人をもって組織され、委員は、学識経験のある者（7名）、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者（3名）、保険業に関し深い知識及び経験を有する者（3名）から内閣総理大臣によって任命されることとなっている。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができ、金融庁長官によって任命されることとなっている。

会長は委員のうちから互選により決定されることとなっており、現会長は、倉澤康一郎氏（慶應義塾大学名誉教授）である。

III 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況

平成19年1月17日に第123回自賠審が開催された。

自賠審においては、自賠責保険の基準料率の検証結果、小型二輪自動車の車検期間延長に伴う基準料率の追加等について審議が行われた。

今回、損害保険料率算出機構から報告された料率検証結果については、18、19年度ともに予定損害率は99.4%で、17年4月の料率改定時における予定損害率106.9%との乖離は、18、19年度ともに▲7.0%にとどまっており、基準料率の改定は必要ないものとされた。

また、保険料充当交付金の再計算、小型二輪自動車の車検期間の延長、自賠責保険診療報酬基準案、19年度自動車損害賠償保障事業特別会計の運用益の使途、同年度民間保険会社の運用益の使途等について報告がなされた。

（注）損害率＝（支払保険金/収入純保険料）×100

第4節 企業会計審議会

I 最近の活動状況

企業会計審議会（会長：安藤英義専修大学教授）は、企業会計の基準、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議することとされている。このうち、会計基準の設定については、現在、企業会計審議会では行っておらず、民間の会計基準設定主体として平成13年7月に設立された企業会計基準委員会（ASBJ）において行われている。

II 平成18事務年度の審議状況

企画調整部会、監査部会、内部統制部会における審議状況は以下のとおりである。（資料6-4-1参照）

1. 企画調整部会（部会長：安藤英義専修大学教授）における審議状況

金融・資本市場のグローバル化が進行する中、国際的に会計基準のコンバージェンスの動きが加速化している。こうした国際的な動きに対応するため、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準のあり方について審議を行い、18年7月31日、「会計基準のコンバージェンスに向けて」と題する意見書を公表した。（資料4-4-3参照）

意見書は、関係者が一丸となって会計基準のコンバージェンスに取り組むことや、我が国会計基準設定主体であるASBJによる計画的なコンバージェンスへの対応、金融庁による欧州委員会（EC）等との対話の強化等を提言した。

意見書を受け、ASBJは同年10月、コンバージェンスを計画的に進めるための工程表を公表し、金融庁は、同年11月より、ECと、日EU相互の基準のコンバージェンスの進展をモニターするためのモニタリング会合を開催している。

2. 監査部会（部会長：山浦久司明治大学大学院教授）における審議状況

監査部会では、金融商品取引法において導入された四半期報告制度における四半期財務諸表に対する公認会計士等による監査証明の基準である四半期レビュー基準について、17年9月から審議を開始した。18年11月に公開草案を公表し、広く意見等を求めた上で更に審議を行い、19年3月に「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」を取りまとめ、公表した。

同部会では、監査基準をめぐる国際的な動向等を踏まえ、継続的に監査基準等の改訂作業を進めていくこととしている。（資料6-4-2参照）

3. 内部統制部会（部会長：八田進二青山学院大学大学院教授）における審議状況

ディスクロージャーをめぐる最近の不適正な事例を踏まえ、ディスクロージャーの信頼性を確保するための内部統制の充実を図ることが重要であるとの観点から、17年2月から、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価及び公認会計士に

よる監査の基準の在り方について審議を進め、同年 12 月 8 日、同部会報告「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」をとりまとめた。

報告書の取りまとめに際して、実務に適用して行く上での実務上の指針（実施基準）の策定を求める意見が多く出されたことから、内部統制部会では、同部会の下に設置した作業部会における実務的な検討を踏まえて、18 年 11 月、実施基準案を公開草案として公表した。同部会では、公開草案に寄せられた意見等を踏まえ、更に審議を行い、基準案及び実施基準案の内容を一部修正して、19 年 2 月に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」を公表した。（資料 6－4－3 参照）

第5節 金融トラブル連絡調整協議会

I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：岩原紳作東京大学大学院教授）は、金融審議会答申（平成12年6月）を踏まえ、同審議会答申で早期に実施すべきとされた項目の実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善のため、消費者行政機関（内閣府等）、消費者団体、業界団体・自主規制機関、弁護士会及び関係行政機関（金融庁等）の担当者による任意の自主的な協議会として同年9月に設置されたものである。（資料6-5-1参照）

（注）早期に実施すべきとされた項目は、

- ① 個別紛争処理における機関間連携の強化
 - ② 苦情・紛争処理手続の透明化
 - ③ 苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実
 - ④ 苦情・紛争処理実績に関する積極的公表
 - ⑤ 広報活動を含む消費者アクセスの改善
- の各点である。

II 議論の状況

12年9月7日の第1回会合以降、審議会答申の目的を達成するために、これまで33回の協議会を開催してきた。（各回のテーマ：資料6-5-2参照）

1. 早期に実施すべきとされた五つの項目の実施を担保

（1）標準化に向けたモデルの作成

協議会では、苦情・紛争処理手続の透明性の向上に関して議論していく中から、手続の整備を進めていくためには指針となるべき「モデル規則」が必要とのコンセンサスが生れた。その結果、ワーキンググループを編成して、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」（以下「モデル」という。）を策定（14年4月25日）した。（資料6-5-3参照）

モデルとして一つの標準的な手続を示すことにより、手続の透明性の向上のみならず、フォローアップの充実や実績の積極的公開、消費者への周知等のワーキンググループ報告で指摘された多くの論点に関して、個々の苦情・紛争解決支援機関が採るべき対応を具体化したものとなった。

（2）モデルを活用した規則の整備

モデルの策定後は、各業界団体・自主規制機関における手続規則及びその運用をモデル規則の項目毎に対比するという自己評価を実施し、協議会では、その結果を基にしてフォローアップを実施した。フォローアップにおける意見交換を踏まえ、具体的な苦情・紛争解決手続の創設・改正を各団体に促した結果、金融審議会の答申に記された5つの課題に関連する規則の改善について、一定の成果を得ることが

できた。

(3) モデルを活用した裁判外紛争解決支援制度の改善

各団体における規則の改善状況について、年度毎の比較表の作成・公表を行った。
各団体における運用について、各団体における苦情・紛争解決支援機関の概要、相談の取扱状況、苦情・紛争解決支援の状況、手続周知のための取組み、機関間連携の取組み、それぞれ設定している課題とその取組み、苦情・紛争解決支援の実例を取りまとめた上、モデルに沿った苦情・紛争解決支援が行われているかについて、フォローアップを行った。

2. 裁判外紛争処理制度に関する情報・意見交換等

(1) 裁判外の紛争解決制度に関する法令等についての情報・意見交換

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（いわゆるADR法）」（注1）の認証取得及び「金融商品取引法」（注2）の認定投資者保護団体の認定取得の検討状況について、情報・意見交換を行った。

（注1）「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」は、16年12月1日に公布、19年4月1日に施行。

（注2）「金融商品取引法」は、18年6月14日に公布、19年9月頃施行予定。

(2) 金融サービス利用者相談室について

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況、相談事例、運営方針について、情報・意見交換を行った。

第6節 貸金業制度等に関する懇談会（資料6-6-1～3参照）

I 経緯

金融庁では、貸金業制度等について、平成16年1月1日に施行されたいわゆるヤミ金融対策法の附則で、3年を目途に見直すこととされたことを踏まえ、17年3月から「貸金業制度等に関する懇談会」を開催し、幅広い観点から検討を行った。

17事務年度までに合計17回にわたり貸金業制度等をめぐる諸問題について関係者のヒアリングや議論を通じ検討を深め、18年4月21日にそれまでの議論の内容や方向性について、とりまとめが行なわれ、「座長としての中間整理」が公表された。

II 開催状況

18事務年度は18年7月27日、同年8月24日の2回開催し、今後の検討課題や制度等の検討状況について議論を行った。

第7節 多重債務者対策本部有識者会議

I 経緯

平成18年12月に成立した改正貸金業法を受けて、深刻化する多重債務問題を総合的に解決するために、内閣に関係閣僚からなる多重債務者対策本部が設置された。対策本部においては、多重債務者対策について、専門的な知見と行政の立場を超えた幅広い視野が求められることから、その基本的な方針について議論するため、多重債務者対策本部有識者会議を置くこととした。(資料6-7-1~2参照)

II 開催状況

多重債務者対策本部有識者会議は18事務年度において、19年1月29日に第1回が開催された後、同年4月6日までに関わり、合計6回開催された。会議では、有識者によるヒアリング等を行ない、各省庁間でも精力的に意見交換した結果、同年4月9日に「多重債務問題の解決に向けた方策について(有識者会議による意見とりまとめ)」がとりまとめられ、公表された。(資料6-7-3~5参照)

III 「多重債務問題改善プログラム」(資料6-7-6~7参照)

「多重債務問題の解決に向けた方策について(有識者による意見とりまとめ)」を受け、同年4月20日に開催された多重債務者対策本部第2回会合では、「多重債務問題改善プログラム」が決定された。

同プログラムにおいては、深刻化する多重債務問題を総合的に解決するために、

- ① 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化、
- ② 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供、
- ③ 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化、
- ④ ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化、

等の施策が盛り込まれた。

今後、関係者が一体となって、プログラムに盛り込まれた各施策に取り組んでいくこととしている。